

教育委員会臨時会日程

令和6年（2024年）12月18日

1 開 会

2 議事録署名委員の決定

3 議事

日程第1

報告第13号

事務の臨時代理の報告（小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例）について（教育総務課）

日程第2

議案第24号

教育委員会職員の人事異動について【非公開】（教育総務課）

4 閉 会

報告第13号

事務の臨時代理の報告（小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）について

小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則（平成10年小田原市教育委員会規則第4号）第3条第1項の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和6年12月18日提出

小田原市教育委員会

教育長 柳 下 正 祐

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和37年小田原市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条の3第2項中「100分の162.5」を「、6月に支給する場合においては100分の162.5、12月に支給する場合においては100分の167.5」に改める。

第2条 小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条の3第2項中「、6月に支給する場合においては100分の162.5、12月に支給する場合においては100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の規定は、令和6年12月1日から適用する。

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

人事院勧告及びこれに対する県内の他の地方公共団体の状況を踏まえ、本市の常勤の特別職職員の期末手当の支給割合を引き上げるため改正する。

[内 容]

市長、副市長、教育長及び病院事業管理者に係る期末手当の支給割合を次のように引き上げることとする。（改正条例第1条及び第2条関係）

区 分	現 行	令和6年度	令和7年度以降
6 月 期	100分の162.5		100分の165
12月期	100分の162.5	100分の167.5	100分の165

[適 用]

- 1 令和6年度の支給に係る期末手当の支給割合の引上げ
令和 6 年 1 2 月 1 日
- 2 令和7年度以降の支給に係る期末手当の支給割合の改定
令和 7 年 4 月 1 日

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照条文

○小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和37年小田原市条例第4号）（抄）（改正条例第1条関係）

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条の3 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職、死亡等によりその職を離れた日現在）においてその者が受けるべき給料及び地域手当の月額並びにこれらに100分の45を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の162.5、12月に支給する場合においては100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて小田原市職員の例による割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条の3 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職、死亡等によりその職を離れた日現在）においてその者が受けるべき給料及び地域手当の月額並びにこれらに100分の45を乗じて得た額の合計額に<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて小田原市職員の例による割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 (略)</p>

○小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例（抄）（改正条例第2条関係）

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条の3 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職、死亡等によりその職を離れた日現在）においてその者が受けるべき給料及び地域手当の月額並びにこれらに100分の45を乗じて得</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条の3 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職、死亡等によりその職を離れた日現在）においてその者が受けるべき給料及び地域手当の月額並びにこれらに100分の45を乗じて得</p>

た額の合計額に100分の165を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて小田原市職員の例による割合を乗じて得た額とする。

3・4 (略)

た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて小田原市職員の例による割合を乗じて得た額とする。

3・4 (略)

議案第24号

教育委員会職員の人事異動について

教育委員会職員の人事異動について、議決を求める。

令和6年12月18日提出

小田原市教育委員会

教育長 柳 下 正 祐

教育委員会事務局職員等の異動資料（管理職員）

【1月1日付け異動】

（○印は昇任者）

新所属・職名	氏名	旧所属・職名	備考
教育部教育総務課副課長 総務係長事務取扱	嵯峨 雄一郎	都市部都市計画課景観係長	他部局から転入

○